

A I C S 電話通信サービス契約約款



令和7年7月1日

空港情報通信株式会社

目 次

第1章 総則

第 1 条	約款の適用	1
第 2 条	約款の変更	1
第 3 条	通信の秘密の保護	1
第 4 条	用語の定義	1

第2章 電気通信サービスの提供

第 5 条	電気通信サービスの提供区域	2
第 6 条	通信サービスの種類	2
第 7 条	電話サービスの種類	2
第 8 条	電話サービスの通話の種類	2
第 9 条	通話及び通信の種類	3

第3章 契約

第1節 加入電話に係る契約

第10条	加入電話契約の種別	3
第11条	契約の単位	3
第12条	加入電話契約の申込み及び承諾	3
第13条	契約者回線の終端	4
第14条	電話番号	4
第15条	契約の変更	4
第16条	加入電話契約者が行う契約の解除	4
第17条	当社が行う契約の解除	4

第2節 契約者の氏名等の変更及び権利の譲渡

第18条	契約者の氏名等の変更の届出	4
第19条	契約に基づく権利の譲渡の禁止	4

第3節 付加サービス

第20条	付加サービスの提供	5
第21条	契約者回線の解除があった場合の取扱い	5

第4章 通信時間の測定等

第22条	通信時間の測定等	5
------	----------	---

第5章 工事

第23条	自営端末設備までの電気通信線路	5
第24条	工事の申請と承認	5

第6章 料金

第25条	通信サービス料金	5
第26条	基本料金等の支払義務	6
第27条	基本料金等の日割	6
第28条	通信料金の支払義務	6
第29条	契約料の支払義務	7
第30条	工事料の支払義務	7
第31条	料金の支払い	7
第32条	延滞金	7
第33条	端数処理	7

第7章 使用等

第34条	端末設備の設置、接続、変更及び廃止	8
第35条	自営端末設備に異常がある場合等の検査	8
第36条	通信サービスの開始	8
第37条	禁止行為	8
第38条	通信サービスの利用中止	8
第39条	通信サービス提供の制限	8
第40条	通信サービスの利用停止	9
第41条	契約者の切分責任	9
第42条	保守の範囲	9
第43条	修理又は復旧の場合の暫定措置	9
第44条	違約金	10
第45条	損害賠償	10
第46条	免責	10

第8章 付随サービス

第47条	通話料金明細内訳書の発行	10
------	--------------	----

第9章 協議

第48条	協議	10
------	----	----

A I C S 電話通信サービス契約約款

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、A I C S 電話通信サービス契約約款（以下「約款」といいます。）によって必要事項を定め、成田国際空港内における電気通信サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、契約者の承諾を得ることなくこの約款を変更することがあります。この場合に料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、前項の変更を行う場合は、この約款を変更する旨及び変更後の約款の内容並びに効力発生時期を、契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。

3 契約者は、前項の周知をしたときは、当該周知を電気通信事業法に基づく契約者への説明方法とすることについて了解していただきます。

(通信の秘密の保護)

第3条 当社は、電気通信事業法第4条（秘密の保護）の規定に基づき、通信の秘密の保護を行います。

(用語の定義)

第4条 この約款において、次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。（ア）

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
4 電気通信線路	電気通信を行うための電線、ケーブル及びこれらを支持し、又は保蔵する工作物
5 通話	おおむね3キロヘルツの帯域の音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信
6 電話網	主として通話の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備
7 電話サービス	電話網を使用して行う電気通信サービス
8 加入電話契約	当社から加入電話の提供を受けるための契約（臨時加入電話となるものを除きます。）
9 加入電話契約者	当社と加入電話契約を締結している者
10 臨時加入電話契約	30日以内の利用期間を指定して当社から加入電話の提供を受けるための契約

用語	用語の意味
11 臨時加入電話契約者	当社と臨時加入電話契約を締結している者
12 電話網交換設備	電話網において使用される交換設備
13 契約者	加入電話契約者、臨時加入電話契約者
14 契約者回線	契約に基づいて、交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
15 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備
16 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
17 自営電気通信設備	契約者が設置する電気通信設備であって端末設備以外のもの
18 電話番号等	電話番号又は契約者回線番号
19 ユニバーサルサービス料	電気通信事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務に係る交付金及び負担金算定等規則により算出された料金
20 電話リレーサービス料	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則により算出された料金

第2章 電気通信サービスの提供

(電気通信サービスの提供区域)

第5条 当社が電気通信サービス（以下「通信サービス」といいます。）を提供する区域は、空港と同一の構内とします。ただし、契約者回線の一端又は終端が電気通信設備を有しない地区となる場合は、申込者と別途協議することとします。

(通信サービスの種類)

第6条 当社が提供する通信サービスの種類は、次のとおりです。

(1) 電話サービス

(電話サービスの種類)

第7条 電話サービスには、次の種類があります。

種類	内容
加入電話サービス	当社が電話網交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に電気通信回線を設置して提供する電話サービス

(電話サービスの通話の種類)

第8条 電話サービスの通話の種類は、ダイヤル通話（通話の相手の契約者回線までの接続が自動的に行われる通話をいいます。）のみとします。

(通話及び通信の種類)

第9条 通話及び通信には、次の種類があります。

種 類	内 容
1 空港内内部網接続通話	電話網における次の通話をいいます。 (1) 電話網交換設備の内線相互通話機能を用いて行われる当社の加入電話サービスの契約者間の通話 (2) 電話網交換設備と空港内の他の電話交換機間のPBX間中継接続サービスを用いて行われる交換機相互間に行われる通話
2 外部網接続通話	電話網における空港内内部網接続通話以外の通話をいいます。

第3章 契約

第1節 加入電話に係る契約

(加入電話契約の種別)

第10条 加入電話に係る契約には、次の種別があります。

- (1) 加入電話契約
- (2) 臨時加入電話契約

(契約の単位)

第11条 当社は、契約者回線1回線ごとに1の加入電話契約（臨時加入電話契約を含みます。以下同じとします。）を締結します。この場合は、加入電話契約者（臨時加入電話契約者を含みます。以下同じとします。）は、1の加入電話契約について1人に限ります。

(加入電話契約の申込み及び承諾)

第12条 加入電話契約の申込みをするときは、所定の申込書を提出していただきます。

2 当社は、加入電話契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。承諾した場合には、承諾書として申込者に交付します。

3 当社は、次に掲げる場合にはその加入電話契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 当社が適当と認めた次に掲げる者以外の者から、申込みを受けたとき。
 - ア 成田国際空港株式会社（以下「NAA」といいます。）の構内営業規則による構内営業の承認を受けた者
 - イ 空港の設置又は管理に直接関連を有する業務を行う国及び地方公共団体
 - ウ 航空運送事業者並びにその関連事業者及び鉄道運送事業等運送事業者
 - エ 報道通信事業者
 - オ 空港内の事業所内で当該事業所の従業員を対象として事業を行う者
 - カ 空港内施設の建設、その他の工事及び施設の維持、保安に係る事業を行う者
 - キ 専らNAAの委託又は請負に係る事業を行う者
 - ク その他空港を利用する者の利便を確保するため必要な業務を行う者
- (2) 契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (3) 加入電話契約の申込みをした者が加入電話サービスの料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき等当社の業務の遂行上支障があるとき。

4 加入電話の提供に係る契約は当社が第2項の承諾書を交付したときに成立するものとします。

(契約者回線の終端)

第13条 電話網と自営端末設備を接続する契約者回線の終端は、機器室等の配線盤とします。

(電話番号)

第14条 加入電話の電話番号は、1の契約者回線ごとに当社が定めます。

2 当社は、第43条（修理又は復旧の場合の暫定措置）の規定による場合のほか、技術上及び業務遂行上やむを得ない理由があるとき、又は契約者から電話番号の変更申出があり、その理由が妥当であると認められる場合には、その電話番号を変更することがあります。

3 当社は、電話番号を決定し、又は変更したときは、速やかにその旨を契約者に通知します。

(契約の変更)

第15条 加入電話契約の一部を変更しようとするときは、あらかじめ所定の申込書を当社に提出していただきます。

2 当社は、前項の申込みを承諾した場合は、承諾書として申込者に交付します。

3 契約の変更は、当社が前項の承諾書を交付したときに成立するものとします。

(加入電話契約者が行う契約の解除)

第16条 加入電話契約者は、加入電話契約を解除しようとするときは、あらかじめ所定の申込書を当社に提出していただきます。

(当社が行う契約の解除)

第17条 当社は、加入電話契約者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することがあります。

(1) 第37条（禁止行為）の規定に該当し、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるとき。

(2) 第40条（通信サービスの利用停止）の規定により、通信サービスの利用を停止され、なおその事実を解消しないとき。

2 当社は、前項の規定により契約を解除しようとするときは、あらかじめ加入電話契約者にそのことを通知します。

第2節 契約者の氏名等の変更及び権利の譲渡

(契約者の氏名等の変更の届出)

第18条 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、速やかに所定の届出書を当社に提出していただきます。

2 前項の届出があったときは、当社では、その届出があった事実を証明する書類の提出をしていただくことがあります。

(契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第19条 契約者が契約に基づいて通信サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。ただし、当社が認めた場合は、この限りではありません。

第3節 付加サービス

(付加サービスの提供)

第20条 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者回線について別表第1の付加サービスを提供します。

(契約者回線の解除があった場合の取扱い)

第21条 当社は、付加サービスを提供している契約者回線の解除があったときは、その付加サービスを解除します。

第4章 通信時間の測定等

(通信時間の測定等)

第22条 通信時間は、契約者回線等を相手方に接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者からの通信終了の信号を受けて、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。

第5章 工事

(自営端末設備までの電気通信線路)

第23条 当社は、契約者から申請があったときは、当社の指定する中間配線盤（以下「IDF」といいます。）から契約者の指定する場所までの電気通信線路の工事（設置、改修等を含みます。以下この条において同じとします。）を行います。

- 2 第1項の規定にかかわらず、契約者は、申請により当社が指定するIDFから契約者の指定する場所までの電気通信線路の工事を行うことができます。
- 3 第1項の規定により当社が設置した電気通信線路は、当社所有とし、第2項の規定により契約者が設置した電気通信線路は、契約者の所有とします。

(工事の申請と承認)

第24条 契約者は、第23条（自営端末設備までの電気通信線路）第2項の規定により工事を行う場合において、そのIDFが契約者の貸付スペースになく廊下等から引き込む場合には、NAAにその工事の申請をしその承認を受けなければならないものとします。

- 2 契約者は、前項の工事が完了したときは、NAAにその旨を届け出て、当該工事についてNAAの完成検査を受けるものとします。

第6章 料金

(通信サービス料金)

第25条 通信サービスの提供に係る料金（以下「料金」といいます。）の体系及び算定方法は

別表第2及び別表第4のとおりとします。

2 前項の料金の単価は、別表第5のとおりとします。

3 前項の料金の単価は、予め契約者にお知らせします。また、これを変更するときも同様とします。

(基本料金等の支払義務)

第26条 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線を開始した日から起算して契約の解除のあった日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は1日間とします。）について、また端末設備又は付加サービスの提供を開始した日から起算して端末設備、若しくは付加サービスの廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は1日間とします。）について、基本料金、付加サービス使用料金及び通信料金のうちの定額料金（以下「基本料金等」といいます。）の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用停止があったときは、契約者は、その期間中の基本料金等の支払いを要します。

3 第1項の期間において、通信サービスを利用することができない状態が生じたときの基本料金の支払いは次によります。

区 分	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、その通信サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄に該当する場合を除きます。）に、その事を当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間毎に日数を計算し、その日数に対応するその通信サービスについての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりその電話サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその通信サービスについての料金

(基本料金等の日割)

第27条 基本料金等は、次の各号の一に該当するときで、通信サービスの利用日数が1箇月に満たない場合には、通信サービスの利用日数に応じて日割計算により算出するものとします。

(1) 暦月の初日以外の日に通話サービスの提供の開始があったとき。

(2) 暦月の末日以外の日に契約の解除があったとき。

(3) 暦日の初日以外の日に端末設備、若しくは付加サービスの廃止があったとき。

2 前項の規定による基本料金等の日割は、暦日数で計算するものとします。

(通信料金の支払義務)

第28条 契約者は、その契約者回線から行った通信及び料金着信払いの取扱いを受けた通信について、第22条（通信時間の測定等）の規定により測定した通信時間と別表第5の通信料金（定額料金を除きます。以下この条において同じとします。）の規定に基づいて算定した料金の支払いを要します。

- 2 契約者は、通信料金について当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する月の前12箇月の各月における1日平均の通信の料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。
- 3 第1項の料金の算定は、毎暦月の1日を起算日とし、次の暦月の起算日の前日までの期間について計算します。
- 4 第1項の規定にかかわらず、110番又は118番又は119番への通信については、その料金の支払いを要しません。

(契約料の支払義務)

第29条 契約者は、通信サービスに係る契約の申込み又は契約内容変更の申込みをし、その承諾を受けたときは、別表第5に規定する契約料の支払いを要します。ただし、その契約者回線の設置又は変更工事の着手前にその契約の解除があったときは、この限りではありません。

(工事料の支払義務)

第30条 契約者は、契約の申込み、契約の解除又はその他工事を要する申請をし、その承諾を受けたときは、別表第5に規定する工事料の支払を要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除、契約の解除の取消し又はその他工事の申請の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分及び原状に復帰するための工事について、当社が別に算定した額に所定の消費税等相当額を加算した額を負担していただきます。

(料金の支払い)

第31条 契約者は、当社の請求に基づき、料金を指定された期限までに指定された方法で支払っていただきます。

- 2 当社は、前項の料金の請求に当たっては、所定の消費税等相当額を加算します。

(延滞金)

第32条 当社は、契約者が前条の料金及び第44条（違約金）の支払いを遅滞したときは、その遅滞した金額に対し、支払期限の翌日から支払日までの期間に応じ、年14.5%の割合で計算した延滞金を徴収します。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(端数処理)

第33条 料金等の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

第7章 使用等

(端末設備の設置、接続、変更及び廃止)

第34条 当社の通信サービスに接続する端末設備は、契約者が設置するものとします。

2 契約者は、自営端末設備を接続、変更及び廃止しようとするときは、予め所定の申請書を当社に提出し、自営端末設備の検査を受けなければなりません。ただし、当該自営端末設備の機器（以下「端末機器」といいます。）が電気通信事業法第53条第1項に定める技術基準適合認定を受けた端末機器である場合は、その検査を省略することができます。

3 当社は、前項の検査の結果が良好と認めるとき、又は同項ただし書の規定により検査を省略した場合は、同項の申請書にその旨を記載し、これを承認書として契約者に交付します。

（自営端末設備に異常がある場合等の検査）

第35条 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者にその自営端末設備の検査を受けることを求めることがあります。この場合において、契約者は正当な理由がある場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

2 前項の検査を行った結果、自営端末設備に異常があると認められたときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取り外していただきます。

（通信サービスの開始）

第36条 当社は、契約者が設置した自営端末設備が第34条（端末設備の設置、接続、変更及び廃止）第1項の検査を完了し、又は検査を要しないものにあつては審査の結果、通信サービスの提供の開始に支障がないと認められるときは、契約者と協議の上、通信サービスの提供開始日を決定します。

（禁止行為）

第37条 契約者は、次の各号の一に掲げる行為を行ってはなりません。

(1) 当社が契約に基づいて設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を接続すること。

(2) 故意に回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与えること。

(3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づいて設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けること。

(4) 自営端末設備に他の通信事業者の回線と本通信サービス回線と共用する場合に、本通信サービスの内線通話回線又はPBX間継接続サービス回線のみを接続すること。

（通信サービスの利用中止）

第38条 当社は、通信サービスの保守上又は工事上やむを得ないときは、通信サービスの利用を中止することがあります。

2 当社は、前項の規定により通信サービスの利用を中止し、又は再開するときは、あらかじめその理由、利用の中止をする日時及び再開する日時を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（通信サービス提供の制限）

第39条 当社は、通話及び通信が著しく輻輳し、通話及び通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他非常事態が発生し、又は、発生する恐れがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信サービスを優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線（当社とそれらの機関と協議により定められたものに限る。）以外のものによる通信サ

サービスの提供を一時中止する措置をとることがあります。

機 関 名
空港設置管理機関及びその関連機関
災害救助機関
警察機関
輸送・交通の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
新聞社の機関
放送事業者の機関
通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関
その他電気通信事業法施行規則第 56 条の定めに基づる機関

(通信サービスの利用停止)

第 40 条 当社は、契約者が次の各号の一に該当するときは、6 箇月以内で、その事実が解消され当社で確認するまでの期間、通信サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 通信サービスの請求支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第 3 4 条（端末設備の設置、接続、変更及び廃止）第 2 項又は第 3 5 条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）第 1 項に規定する当社の検査を受けることを拒んだとき。
- (3) 第 3 7 条（禁止行為）の規定に違反したとき。
- (4) 当社の承認を得ないで自営端末設備を当社の電気通信回線設備に接続したとき

2 当社は、前項の規定により通信サービスの利用を停止するときは、予めその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

(契約者の切分責任)

第 4 1 条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障の無いことを確認の上、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は試験を行い、その結果を契約者に通知します。
- 3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障が無いと判定した場合において、契約者の請求により当社社員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用に所定の消費税等相当額を加算した額を負担していただきます。

(保守の範囲)

第 4 2 条 当社が提供する通信サービスにおいて保守する範囲は、当社が所有する電気通信回線設備の範囲のみとします。

(修理又は復旧の場合の暫定措置)

第 4 3 条 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的にその電話番号等を変更することがあります。

(違約金)

- 第44条 当社は、契約者が第37条（禁止行為）第1号又は第3号の規定に該当し、そのために料金の支払いを免れたときは、その免れた金額（消費税等相当額を加算しない額とします）の3倍に相当する金額を違約金として徴収します。
- 2 当社は、前項の違約金の徴収に当たっては、所定の消費税等相当額を加算します。

(損害賠償)

- 第45条 当社は、当社の責めに帰すべき理由により通信サービスを提供しなかったときは、その事実を当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときに限り、当該契約者の損害を賠償します。
- 2 前項の場合において、当社は、通信サービスを提供しなかった事実を当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間毎に日数を計算し、その日数に対応する当該通信サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に所定の消費税等相当額を加算し賠償します。
- (1) 基本料金等
 - (2) 通信料金のうちの従量料金（通信サービスを提供しなかった事実が発生した月の前6箇月の1日当たりの平均通信料金）
- 3 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失により通信サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しないものとします。
- 4 契約者は、故意又は過失により、当社の通信サービスの設備を損傷し、又は亡失することにより、当社に損害を与えたときは、その損害を賠償していただきます。

(免責)

- 第46条 当社は、通信サービスの利用に関する契約者のいかなる請求についても、その事由が発生した時から起算して90日を経過した後は、応じられません。
- 2 当社は、通信サービスの完全な運用に努めますが、万が一通信サービスの中断、運用停止などによって契約者に損害が生じた場合、第45条（損害賠償）を除き、当社は免責されるものとします。

第8章 付随サービス

(通信料金明細内訳書の発行)

- 第47条 当社は、契約者回線に係る料金明細内訳を記録している通信サービスについて、契約者から請求があったときは、通信料金明細内訳書を発行します。
- 2 契約者は、前項の請求をし、その承諾を受けたときは、別表第3に規定する手数料の支払いを要します。

第9章 協議

(協議)

- 第48条 当社から通信サービスの提供を受けようとするものから申請があった場合において、この約款により難い特別な事情がある場合、当社は申請者と協議するものとします。

附則

この約款は、平成18年4月16日から施行します。

附則 (ア)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成19年2月1日から施行します。

(料金などの経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金およびその他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 第4条(用語の定義)にて基礎的電気通信役務支援機関が定める「ユニバーサルサービス料」を定義します。
- 4 第31条(通信サービス料金)にて定義する別表第2および別表第4の体系のうち「ユニバーサルサービス料」は「基本料金」に属するものとしします。
- 5 第31条第2項にて定義する別表第5に記載する金額のうち「ユニバーサルサービス料」は適宜、基礎的電気通信役務支援機関が定める料金を適用するものとしします。

附則 (イ)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成20年1月1日から施行します。

(料金などの経過措置)

- 2 第31条第2項にて定義する別表第5に記載する料金単価表のうち「ユニバーサルサービス料」の単価について、基礎的電気通信役務支援機関が定めた料金に変更になったため、単価表の料金を7円から6円に変更します。

附則 (ウ)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成21年2月1日から施行します。

(料金などの経過措置)

- 2 第31条第2項にて定義する別表第5に記載する料金単価表のうち「ユニバーサルサービス料」の単価について、基礎的電気通信役務支援機関が定めた料金に変更になったため、単価表の料金を6円から8円に変更します。

附則 (エ)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成21年4月1日から施行します。

(料金などの経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金およびその他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 第26条にて定義する別表第1付加サービス1電話網13項「トリオトークサービス」を有料付加サービスから無料付加サービスに変更します。
- 4 第31条にて定義する別表第4料金算定方法1電話網料金算定方法2月額使用料(2)付加サービス使用料金エ「トリオトークサービス」の算定式を無料としします。
- 5 第31条にて定義する別表第5料金単価表1電話料金単価表2月額使用料(2)付加サービス使用料金エ「トリオトークサービス」の単価を無料としします。
- 6 第26条にて定義する別表第1付加サービス2デジタル網8項「ネーム表示サービス」を

廃止し、別表より削除します。

- 7 第31条にて定義する別表第4料金算定方法2デジタル網料金算定方法2月額使用料(2)付加サービス使用料金キ「ネーム表示サービス」の行を削除します。
- 8 第31条にて定義する別表第5料金単価表2デジタル料金単価表2月額使用料(2)付加サービス使用料金キ「ネーム表示サービス」の行を削除します。

附則 (オ)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年2月1日から施行します。

(料金などの経過措置)

- 2 第31条第2項にて定義する別表第5に記載する料金単価表のうち「ユニバーサルサービス料」の単価について、基礎的電気通信役務支援機関が定めた料金に変更になったため、単価表の料金を8円から7円に変更します。

附則 (カ)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年1月1日から施行します。

(料金などの経過措置)

- 2 第31条第2項にて定義する別表第5に記載する料金単価表のうち「ユニバーサルサービス料」の単価について、基礎的電気通信役務支援機関が定めた料金に変更になったため、単価表の料金を7円から5円に変更します。

附則 (キ)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年7月1日から施行します。

(料金などの経過措置)

- 2 第31条第2項にて定義する別表第5に記載する料金単価表のうち「ユニバーサルサービス料」の単価について、基礎的電気通信役務支援機関が定めた料金に変更になったため、単価表の料金を5円から3円に変更します。

附則 (ク)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年3月1日から施行します。

(料金などの経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金およびその他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 第26条にて定義する別表第1付加サービス1電話網19項「ネーム表示サービス」を廃止し、別表より削除します。
- 4 第31条にて定義する別表第4料金算定方法1電話網料金算定方法2月額使用料(2)付加サービス使用料金コ「ネーム表示サービス」の行を削除します。
- 5 第31条にて定義する別表第5料金単価表1電話料金単価表2月額使用料(2)付加サービス使用料金コ「ネーム表示サービス」の行を削除します。

附則 (ケ)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成26年4月1日から施行します。

(料金などの経過措置)

2 第53条に定義する別表第3手数料単価「税込価格」、及び第31条に定義する別表第5単価「税込価格」について、消費税法改正に伴い税率が変更になったため、「税込価格」を新税率の単価に変更します。

附則 (コ)

(実施期日)

この改正規定は、平成26年6月3日から施行します。

附則 (サ)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成27年1月1日から施行します。

(料金などの経過措置)

2 第31条第2項にて定義する別表第5に記載する料金単価表のうち「ユニバーサルサービス料」の単価について、基礎的電気通信役務支援機関が定めた料金に変更になったため、単価表の料金を3円から2円に変更します。

附則 (シ)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成28年2月1日から施行します。

(料金などの経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改定前の規定により提供している内部通話回線について、平成28年2月21日以降は内部通話回線の取扱いを廃止し、内部通話回線の提供を受けていた者は、同日において一般通話回線の提供を受けているものとみなし、この場合の料金については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金およびその他の債務については、なお従前のおりとしします。

4 第31条にて定義する別表第5料金単価表1電話料金単価表2月額使用料金(1)基本料金ア回線使用料(イ)内部通話回線を廃止し、別表より削除します。

5 第31条にて定義する別表第5料金単価表1電話料金単価表2月額使用料金(1)基本料金ア回線使用料(イ)内部通話回線の行を削除します。

6 第31条にて定義する別表第5料金単価表1電話料金単価表2月額使用料金(1)基本料金ア回線使用料(ア)一般通話回線の単価を、別表第5料金単価表1電話料金単価表2月額使用料金(1)基本料金ア回線使用料の単価とします。

7 第31条にて定義する別表第5料金単価表1電話料金単価表2月額使用料金(1)基本料金ア回線使用料(ア)一般通話回線の行を削除します。

8 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している内部通話回線で平成28年2月21日以降一般通話回線の提供条件と同一とするもの(以下、旧内部通話回線という。)については、第43条(禁止行為)として、自営端末設備に他の通信事業者の回線と本サービス回線と共用する場合に、旧内部通話回線のみを接続することについては、なお従前のおり禁止行為とします。

9 第43条第4号にて定義する内部通話回線は削除します。

附則 (ス)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成28年3月1日から施行します。

(料金などの経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金およびその他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 電話サービス通話料金の外部網接続通話を、外部網接続通話（スタンダードプラン）へ変更するとともに新たに外部網接続通話（エコノミープラン）を設定し、単価はそれぞれ異なる料金を設定します。
- 4 別表第5料金単価表の工事料へプラン変更工事を新たに設定し、単価を5,700円とします。
- 5 第26条にて定義する別表第1付加サービスの1電話網を1. 電話サービスとし、2デジタル網を2. デジタル通信サービスとします。
- 6 第31条にて定義する別表第4料金算定方法1電話網料金算定方法を1. 電話サービス料金算定方法とし、2デジタル網料金算定方法を2. デジタル通信サービス料金算定方法とします。
- 7 第31条にて定義する別表第4料金算定方法1. 電話サービス料金算定方法2月額使用料金(3)通話料金ア外部網接続通話を、ア外部網接続通話（スタンダードプラン）とします。
- 8 第31条にて定義する別表第4料金算定方法1. 電話サービス料金算定方法2月額使用料金(3)通話料金イ内部網接続通話を、ウ内部網接続通話とします。
- 9 第31条にて定義する別表第4料金算定方法1. 電話サービス料金算定方法2月額使用料金(3)通話料金ウ案内通話を、エ案内通話とします。
- 10 第31条にて定義する別表第4料金算定方法1. 電話サービス料金算定方法2月額使用料金(3)通話料金ヘイ外部網接続通話（エコノミープラン）を追加します。
- 11 第31条にて定義する別表第5料金単価表1電話料金単価表を1. 電話サービス料金単価表とし、2デジタル網料金単価表を2. デジタル通信サービス料金単価表とします。
- 12 第31条にて定義する別表第5料金単価表1. 電話サービス料金単価表1一次払金(2)工事料へキプラン変更工事を追加し、料金計算の単位へ契約者回線毎に追加、単価を5,700円とします。
- 13 第31条にて定義する別表第5料金単価表1. 電話サービス料金単価表2月額使用料金(3)通話料金ア外部網接続通話を、ア外部網接続通話（スタンダードプラン）へ変更します。
- 14 第31条にて定義する別表第5料金単価表1. 電話サービス料金単価表2月額使用料金(3)通話料金イ内部網接続通話を、ウ内部網接続通話とします。
- 15 第31条にて定義する別表第5料金単価表1. 電話サービス料金単価表2月額使用料金(3)通話料金ウ案内通話を、エ案内通話とします。
- 16 第31条にて定義する別表第5料金単価表1. 電話サービス料金単価表2月額使用料金(3)通話料金ヘイ外部網接続通話（エコノミープラン）を追加します。
- 17 第31条にて定義する別表第5料金単価表2割増工事費を、3. 割増工事費とします。

附則 (セ)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成28年4月1日から施行します。

(料金などの経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金およびその他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 第26条にて定義する別表第1付加サービス1. 電話サービス21項「代表番号通知サービス」を追加します。

- 4 第31条にて定義する別表第4料金算定方法1電話サービス料金算定方法2月額使用料(2)付加サービス使用料金ツ「代表番号通知サービス」を追加し、算定式を無料とします。
- 5 第31条にて定義する別表第5料金単価表1電話サービス料金単価表2月額使用料(2)付加サービス使用料金ツ「代表番号通知サービス」を追加し、料金計算の単位へ契約者回線毎に単価を無料とします。
- 6 第26条にて定義する別表第1付加サービス1. 電話サービス6項「代表サービス」にスイッチバック方式を追加します。
- 7 第26条にて定義する別表第1付加サービス2. デジタル通信サービス3項「代表サービス」にスイッチバック方式を追加します。

附則 (ソ)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年7月1日から施行します。

(料金などの経過措置)

- 2 第31条第2項にて定義する別表第5に記載する料金単価表のうち「ユニバーサルサービス料」の単価について、基礎的電気通信役務支援機関が定めた料金に変更になったため、単価表の料金を2円から3円に変更します。

附則 (タ)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年1月1日から施行します。

(料金などの経過措置)

- 2 第31条第2項にて定義する別表第5に記載する料金単価表のうち「ユニバーサルサービス料」の単価について、基礎的電気通信役務支援機関が定めた料金に変更になったため、単価表の料金を3円から2円に変更します。

附則 (チ)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年7月1日から施行します。

(料金などの経過措置)

- 2 第31条第2項にて定義する別表第5に記載する料金単価表のうち「ユニバーサルサービス料」の単価について、基礎的電気通信役務支援機関が定めた料金に変更になったため、単価表の料金を2円から3円に変更します。

附則 (ツ)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成30年1月1日から施行します。

(料金などの経過措置)

- 2 第31条第2項にて定義する別表第5に記載する料金単価表のうち「ユニバーサルサービス料」の単価について、基礎的電気通信役務支援機関が定めた料金に変更になったため、単価表の料金を3円から2円に変更します。

附則 (テ)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和元年7月1日から施行します。

(料金などの経過措置)

- 2 第31条第2項にて定義する別表第5に記載する料金単価表のうち「ユニバーサルサービス料」の単価について、基礎的電気通信役務支援機関が定めた料金に変更になったため、単価表の料金を2円から3円に変更します。

附則 (ト)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和元年10月1日から施行します。

(料金などの経過措置)

- 2 第53条に定義する別表第3手数料単価「税込価格」、及び第31条に定義する別表第5単価「税込価格」について、消費税法改正に伴い税率が変更になったため、「税込価格」を新税率の単価に変更します。

附則 (ナ)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和2年1月1日から施行します。

(料金などの経過措置)

- 2 第31条第2項にて定義する別表第5に記載する料金単価表のうち「ユニバーサルサービス料」の単価について、基礎的電気通信役務支援機関が定めた料金に変更になったため、単価表の料金を3円から2円に変更します。

附則 (ニ)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年1月1日から施行します。

(料金などの経過措置)

- 2 第31条第2項にて定義する別表第5に記載する料金単価表のうち「ユニバーサルサービス料」の単価について、基礎的電気通信役務支援機関が定めた料金に変更になったため、単価表の料金を2円から3円に変更します。

附則 (ヌ)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年7月1日から施行します。

(料金などの経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金およびその他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 第4条（用語の定義）にて電話リレーサービス支援機関が定める「電話リレーサービス料」を定義します。
- 4 第31条（通信サービス料金）にて定義する別表第2および別表4の体系のうち「電話リレーサービス料」は「基本料金」に属するものとしします。
- 5 第31条第2項にて定義する別表第5に記載する金額のうち「電話リレーサービス料」は適宜、電話リレーサービス支援機関が定める料金を適用するものとしします。

附則 (ネ)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年8月1日から施行します。

(料金などの経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金およびその他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 第31条にて定義する別表第4料金算定方法2デジタル網料金算定方法1一時払金(2)工事料ア「開通工事」の行を削除します。
- 4 第31条にて定義する別表第4料金算定方法2デジタル網料金算定方法1一時払金(2)工事料イ「解除工事」をア「解除工事」とします。
- 5 第31条にて定義する別表第4料金算定方法2デジタル網料金算定方法1一時払金(2)工事料ウ「移設工事」をイ「移設工事」とします。
- 6 第31条にて定義する別表第4料金算定方法2デジタル網料金算定方法1一時払金(2)工事料エ「ダイヤルイン工事」をウ「ダイヤルイン工事」とします。
- 7 第31条にて定義する別表第4料金算定方法2デジタル網料金算定方法1一時払金(2)工事料オ「付加サービスに係る工事、その他局内工事」をエ「付加サービスに係る工事、その他局内工事」とします。
- 8 第31条にて定義する別表第4料金算定方法2デジタル網料金算定方法1一時払金(2)工事料カ「電話番号の変更」をオ「電話番号の変更」とします。
- 9 第31条にて定義する別表第5料金単価表2デジタル料金単価表1一時払金(2)工事料ア「開通工事」の行を削除します。
- 10 第31条にて定義する別表第5料金単価表2デジタル料金単価表1一時払金(2)工事料イ「解除工事」をア「解除工事」とします。
- 11 第31条にて定義する別表第5料金単価表2デジタル料金単価表1一時払金(2)工事料ウ「移設工事」をイ「移設工事」とします。
- 12 第31条にて定義する別表第5料金単価表2デジタル料金単価表1一時払金(2)工事料エ「ダイヤルイン工事」をウ「ダイヤルイン工事」とします。
- 13 第31条にて定義する別表第5料金単価表2デジタル料金単価表1一時払金(2)工事料オ「付加サービスに係る工事、その他局内工事」をエ「付加サービスに係る工事、その他局内工事」とします。
- 14 第31条にて定義する別表第5料金単価表2デジタル料金単価表1一時払金(2)工事料カ「電話番号の変更」をオ「電話番号の変更」とします。

附則 (ノ)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和4年1月1日から施行します。

(料金などの経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金およびその他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 第31条第2項にて定義する別表第5に記載する料金単価表のうち「ユニバーサルサービス料」の単価について、基礎的電気通信役務支援機関が定めた料金に変更になったため、単価表の料金を3円から2円に変更します。
- 4 第31条第2項にて定義する別表第5に記載する料金単価表のうち「料金明細内訳書」の料金計算単位について、「契約者回線送付1回毎に」から「契約者回線発行1回毎に」へ変更します。
- 5 第53条にて定義する通信料金明細内訳書の送付を発行へ変更します。
- 6 第53条にて定義する別表第3の料金明細内訳書の発行単位を枚から頁、及び送付を発行に変更、郵送料を廃止し実費を追加します。

附則 (ハ)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和6年2月1日から施行します。

(料金などの経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金およびその他の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 第2条(約款の変更)に2項及び3項を追加します。
- 4 デジタル通信サービスは廃止します。
- 5 第4条(用語の定義)の「7 デジタル網」「13 デジタル通信サービス」「14 第1種デジタル通信契約」「15 第1種デジタル通信契約者」「16 臨時第1種デジタル通信契約」「17 臨時第1種デジタル通信契約者」「19 デジタル網交換設備」を削除、「20 契約者」の「加入電話契約者、臨時加入電話契約者、第1種デジタル通信契約者及び臨時第1種デジタル通信契約者」を「加入電話契約者、臨時加入電話契約者」へ変更します。
- 6 第6条(通信サービスの種類)の「(2) デジタル通信サービス」は削除します。
- 7 第9条(デジタル通信サービスの種類等)は削除します。
- 8 第10条(デジタル通信サービスの通信の種類等)は削除します。
- 9 第11条(通話及び通信の種類)の「3 空港内内部網接続通信」「4 外部網接続通信」は削除します。
- 10 第2節 第1種デジタル通信サービスに係る契約は削除します。
- 11 第20条(契約の種類別)は削除します。
- 12 第21条(契約者回線の終端)は削除します。
- 13 第22条(契約者回線番号)は削除します。
- 14 第23条(その他の提供条件)は削除します。
- 15 第26条(付加サービスの提供)にて定義する別表第1付加サービスの2. デジタル通信サービスを削除します。
- 16 第31条(通信サービス料金)にて定義する別表第4料金算定方法の2. デジタル通信サービス料金算定方法を削除します。
- 17 第31条(通信サービス料金)2にて定義する別表第5料金単価表の2. デジタル通信サービス料金単価表を削除します。
- 18 条文削除に伴い、各条番号は繰り上げします。

附則 (ヒ)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和7年4月1日から施行します。

(改正内容)

- 2 附則(シ)2の条文を次のとおり変更します。

「この改正規定実施の際現に、改定前の規定により提供している内部通話回線について、平成28年2月21日以降は内部通話回線の取扱いを廃止し、内部通話回線の提供を受けていた者は、同日において一般通話回線の提供を受けているものとみなす。」

この変更に伴い、この改正規定施行後は、附則(シ)2に基づき一般通話回線の提供を受けているものとみなされた者の料金には、別表第5料金単価表を適用する。

附則 (フ)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和7年4月1日から施行します。

(改正内容)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金およびその他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 第25条にて定義する別表第4料金算定方法1. 電話サービス料金算定方法2月額使用料金ユニバーサルサービス料の適用「適宜、基礎的電気通信役務支援機関が定める金額に準じます。」を「適宜、ユニバーサルサービス制度に準じた算定方法とします。」へ変更します。
- 4 第25条にて定義する別表第4料金算定方法1. 電話サービス料金算定方法2月額使用料金エ電話リレーサービス料の適用「適宜、電話リレーサービス支援機関が定める金額に準じます。」を「適宜、電話リレーサービス制度に準じた算定方法とします。」へ変更します。
- 5 第25条にて定義する別表第5料金単価表1. 電話サービス料金単価表2月額使用料金(1)基本料金ユニバーサルサービス料の単価「2円」を「右記のとおり」へ変更し、適用「適宜、基礎的電気通信役務支援機関が定める料金を準じて変更します。」を「適宜、当社ホームページに掲載するユニバーサルサービス制度で定められた額とします。」へ変更します。
- 6 第25条にて定義する別表第5料金単価表1. 電話サービス料金単価表2月額使用料金(1)基本料金エ電話リレーサービス料の単価「1円」を「右記のとおり」へ変更し、適用「適宜、電話リレーサービス支援機関が定める料金および請求期間に準じて変更します。」を「適宜、当社ホームページに掲載する電話リレーサービス制度で定められた額とします。」へ変更します。

附則 (へ)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和7年7月1日から施行します。

(料金などの経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金およびその他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 第25条にて定義する別表第4料金算定方法1. 電話サービス料金算定方法1一時払金(2)工事料キ「プラン変更工事」の行を削除します。
- 4 第25条にて定義する別表第4料金算定方法1. 電話サービス料金算定方法2月額使用料金(3)通話料金ア「外部網接続通話(スタンダードプラン)」の行を削除します。
- 5 第25条にて定義する別表第4料金算定方法1. 電話サービス料金算定方法2月額使用料金(3)通話料金イ「外部網接続通話(エコノミープラン)」をア「外部網接続通話」とします。
- 6 第25条にて定義する別表第4料金算定方法1. 電話サービス料金算定方法2月額使用料金(3)通話料金ウ「内部網接続通話料」を、イ「内部網接続通話料」とします。
- 7 第25条にて定義する別表第4料金算定方法1. 電話サービス料金算定方法2月額使用料金(3)通話料金エ「案内通話」を、ウ「案内通話」とします。
- 8 第25条にて定義する別表第5料金単価表1. 電話サービス料金単価表1一次払金(2)工事料キ「プラン変更工事」の行を削除します。
- 9 第25条にて定義する別表第5料金単価表1. 電話サービス料金単価表2月額使用料金(3)通話料金ア「外部網接続通話(スタンダードプラン)」の行を削除します。
- 10 第25条にて定義する別表第5料金単価表1. 電話サービス料金単価表2月額使用料金(3)通話料金イ「外部網接続通話(エコノミープラン)」をア「外部網接続通話」とします。
- 11 第25条にて定義する別表第5料金単価表1. 電話サービス料金単価表2月額使用料金(3)通話料金ウ「内部網接続通話料」を、イ「内部網接続通話料」とします。
- 12 第25条にて定義する別表第5料金単価表1. 電話サービス料金単価表2月額使用料金

(3) 通話料金エ「案内通話」を、ウ「案内通話」とします。

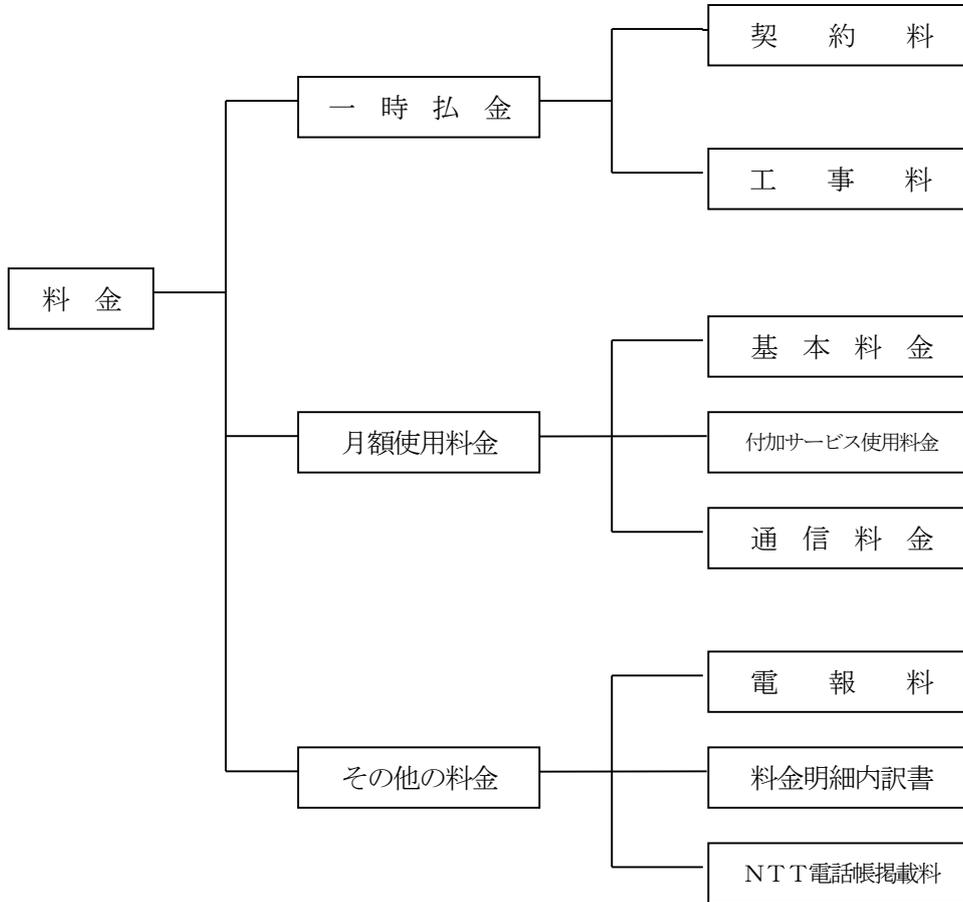
別表第1 付加サービス（第20条）

1. 電話サービス

サービス名称	機能
1 ダイヤルイン	NTT公衆網の一般加入者からダイヤルイン番号をダイヤルすることにより、直接当社電話サービスの内線呼び出すことができます。
2 通話中割込サービス	通話中に第三者から着信があった場合、現在の通話を保留して第三者と通話ができます。
3 コールピックアップサービス	グループ内の着信呼に対し、同一グループ内の他の内線から応答できます。
4 コールパークサービス	通話中の相手を一時保留し、他の内線から応答できます。
5 ステップコールサービス	呼出先の内線が話中の場合に末尾の1桁以外が同じ番号の場合に、この末尾の1桁のみをダイヤルするだけで呼び出すことができます。
6 代表サービス	発呼者が代表番号をダイヤルしたとき、相手内線が話中の場合、相手内線と同一のグループの他の空き内線に自動的に接続されます。下記の三つの方式があります。 (パイロット方式) 代表内線に着信したときのみ、グループ内の他の内線に接続します。 (サーキュラー方式、スイッチバック方式) グループ内の全ての内線の代表内線になり、グループ内の他の内線に接続します。
7 自動転送	通話中の相手を他の内線に転送することができます。
8 ラストナンバーコール	最後にダイヤルした番号に特番で再度ダイヤルします。
9 内線相互キャンプオン	内線発信した相手が通話中の場合、相手の通話が終了した時点で自動的に呼び出し接続します。
10 可変不在転送	不在にするとき、行き先の内線番号をダイヤルで登録しておくこと、以後の着信は登録された転送先へ自動的に接続します。
11 不応答転送	一定時間不応答の着信呼を、予め登録された転送先へ自動的に接続します。
12 話中転送	話中の場合の着信呼を、予め登録された転送先へ自動的に接続します。
13 トリオトークサービス	通話中において、さらに他の内線呼び出し、通話に参加させて三者で通話することができます。
14 可変短縮ダイヤルサービス	相手の電話番号を短縮して登録しておき、以後その短縮番号で発信できます。
15 リバース信号中継サービス	発信に対し相手が応答したとき、発信者側に極性反転を行い、応答を知らせます。ファクシミリで使用されます。
16 回線延長サービス	弊社電話サービスの内線までの距離が長く、線路低抗が交換機の動作限界以上に大きい内線を電話交換機の内線として収容することができます。

サービス名称	機 能
17 P B X間中継接続サービス	中継線を利用して、2の交換設備相互間の内線を自動的に接続することができます。
18 ナンバー表示サービス	かけてきた相手の電話番号が、電話に出る前に電話機などのディスプレイに表示されるサービスです
19 外線着信転送サービス	かかってきた電話をあらかじめ設定しておいた電話番号に転送するサービスです。
20 発信者番号通知サービス	自分の電話番号を着信者に通知するサービスです。
21 代表番号通知サービス	同一代表サービス内のいずれから外線へかけた場合でも、着信者に代表1位の電話番号を通知するサービスです。

別表第2 通信サービス料金体系 (第25条) (ア)



別表第3 料金明細内訳書の料金単価表 (第47条)

料金明細内訳書の頁数	手数料単価
	円
18頁まで	100 (税込価格 110)
100頁まで	240 (税込価格 264)
200頁まで	710 (税込価格 781)
1600頁まで	1,070 (税込価格1,177)

(注) 料金明細内訳書の発行は、上記の手数料のほか、実費を徴収する場合があります。

別表第4 料金算定方法（第25条）（ア）

1. 電話サービス料金算定方法

料金区分	料金の算定方法	
	算定式	適用
1 一時払金		
(1) 契約料	定額料金 × 契約者回線数	
(2) 工事料		
ア 開通工事	定額料金 × 契約者回線数	
イ 解除工事	定額料金 × 契約者回線数	
ウ 移設工事	定額料金 × 契約者回線数	
エ ダイアルイン工事	定額料金 × 電話番号数	
オ 付加サービスに係る工事、その他局内工事	定額料金 × 工事件数	
カ 電話番号の変更	定額料金 × 電話番号数	
(3) 派遣料	定額料金 × 派遣数	
2 月額使用料金		
(1) 基本料金		
ア 回線使用料	定額料金 × 契約者回線数	適宜、ユニバーサルサービス制度に準じた算定方法とします。 適宜、電話リレーサービス制度に準じた算定方法とします。
イ 配線設備使用料	定額料金 × 契約者回線数	
ウ ユニバーサルサービス料	定額料金 × 電話番号数	
エ 電話リレーサービス料	定額料金 × 電話番号数	
(2) 付加サービス使用料金		
ア ダイアルイン	定額料金 × 電話番号数	
イ 通話中割込サービス	定額料金 × 契約者回線数	
ウ 転送サービス	定額料金 × 契約者回線数	
エ トリオトークサービス	無料	
オ 可変短縮ダイアルサービス	定額料金 × 契約者回線数	
カ リバース信号中継サービス	定額料金 × 契約者回線数	
キ 回線延長サービス	定額料金 × 契約者回線数	
ク PBX間中継接続サービス	定額料金 × 中継回線数	
ケ ナンバー表示サービス	定額料金 × 契約者回線数	
コ 外線着信転送サービス	定額料金 × 契約者回線数	
サ コールピックアップサービス	無料	
シ コールパークサービス	無料	
ス ステップコールサービス	無料	
セ 代表サービス	無料	
ソ ラストナンバーコール	無料	
タ 内線相互キャンプオン	無料	
チ 発信者番号通知サービス	無料	
ツ 代表番号通知サービス	無料	

料金区分	料金の算定方法	
	算定式	適用
(3) 通話料金 ア 外部網接続通話 イ 内部網接続通話 ウ 案内通話 3 その他の料金 (1) 電報料 (2) 料金明細内訳書 (3) NTT電話長掲載料 (普通掲載) (4) NTT電話掲載料 (重複掲載)	従量料金 無料 定額料金 × 通話回数 NTT東日本及びKDDIの料金表によります。 従量料金 無料 定額料金 × 重複掲載数	当社が別川に定める額を除き、電気通信事業者の料金表に準じて算出した契約者の通話料金の額とします。 「0+104」ダイヤルの案内通話に対する1通話毎の定額料金とします。 当社が別川に定める額をNTT東日本の電話帳発行毎に請求します。

別表第5 料金単価表(第25、28、29、30条) (ア)

1. 電話サービス料金単価表

料 金 区 分	料金計算の単位	単 価	適 用
1 一時払金		円	
(1) 契約料	契約者回線毎に	800 (税込価格 880)	
(2) 工事料			
ア 開通工事			
(7) 標準の場合	契約者回線毎に	17,200 (税込価格 18,920)	
(4) IDF渡しの場合	契約者回線毎に	9,200 (税込価格 10,120)	
イ 解除工事			
(7) 標準の場合	契約者回線毎に	16,000 (税込価格 17,600)	
(4) IDF渡しの場合	契約者回線毎に	9,100 (税込価格 10,010)	
ウ 移設工事			
(7) 標準の場合	契約者回線毎に	33,200 (税込価格 36,520)	移設元、移設先ともに標準工事
(4) IDF渡しの場合	契約者回線毎に	18,300 (税込価格 20,130)	移設元、移設先ともにIDF工事
(9) 標準及びIDF渡しの場合	契約者回線毎に	25,200 (税込価格 27,720)	移設元標準工事、移設先IDF工事
(5) IDF渡し及び標準の場合	契約者回線毎に	26,300 (税込価格 28,930)	移設元IDF工事、移設先標準工事
(4) 同室内工事費	契約者回線毎に	8,000 (税込価格 8,800)	IDF以降の工事
エ ダイヤルイン工事	電話番号毎に	700 (税込価格 770)	
オ 付加サービスに係る工事、その他局内工事	工事毎に	1,000 (税込価格 1,100)	
カ 電話番号の変更			

料 金 区 分	料金計算の単位	単 価	適 用
(7) ダイヤルイン	電話番号毎に	円 1,700 (税込価格 1,870)	
(4) ダイヤルイン以外	電話番号毎に	1,000 (税込価格 1,100)	
(3) 派遣料	派遣毎に	3,500 (税込価格 3,850)	契約約款 第41条 (契約者の切分責任) 第3項の規定に該当する場合に適用します。
2 月額使用料金			
(1) 基本料金			
ア 回線使用料	契約者回線毎に	2,550 (税込価格 2,805)	臨時契約の場合は、1日当たり月額使用料金の10分の1とします。
イ 配線設備使用料	契約者回線毎に	60 (税込価格 66)	主配線盤 (MDF) または中間配線盤 (IDF) 以降、屋内配線をレンタルした場合適用します。臨時契約の場合は、1日当たり月額使用料金の10分の1とします。
ウ ユニバーサルサービス料	電話番号毎に	右記のとおり	適宜、当社ホームページに掲載するユニバーサルサービス制度で定められた額とします。
エ 電話リレーサービス料	電話番号毎に	右記のとおり	適宜、当社ホームページに掲載する電話リレーサービス制度で定められた額とします。
(2) 付加サービス使用料金			臨時契約の場合は、1日当たり月額使用料金の10分の1とします。
ア ダイヤルイン	電話番号毎に	100 (税込価格 110)	
イ 通話中割込サービス	契約者回線毎に	300 (税込価格 330)	
ウ 転送サービス	契約者回線毎に	30 (税込価格 33)	
エ トリオトークサービス	契約者回線毎に	無料	
オ 可変短縮ダイヤルサービス	契約者回線毎に	600 (税込価格 660)	
カ リバース信号中継サービス	契約者回線毎に	180 (税込価格 198)	
キ 回線延長サービス	契約者回線毎に	2,820 (税込価格 3,102)	
ク PBX間中継接続サービス	中継回線毎に	7,300 (税込価格 8,030)	
ケ ナンバー表示サービス	契約者回線毎に	1,200 (税込価格 1,320)	

料 金 区 分	料金計算の単位	単 価	適 用
コ 外線着信転送サービス サ コールピックアップサービス シ コールパークサービス ス ステップコールサービス セ 代表サービス ソ ラストナンバーコール タ 内線相互キャンブオン チ 発信者番号通知サービス ツ 代表番号通知サービス	契約者回線毎に 契約者回線毎に 契約者回線毎に 契約者回線毎に 契約者回線毎に 契約者回線毎に 契約者回線毎に 契約者回線毎に 契約者回線毎に	円 800 (税込価格 880) 無料 無料 無料 無料 無料 無料 無料 無料	
(3) 通話料金			
ア 外部網接続通話	通話毎に	従量	当社が別に定める額を除き、電気通信事業者の料金表に準じて算出した契約者の通話料金の額とします。
イ 内部網接続通話	通話毎に	無料	
ウ 案内通話	通話毎に	90 (税込価格 99)	「0+104」ダイヤルの案内通話に適用します。
3 その他の料金			
(1) 電報料	1通毎に	従量	NTT東日本及びKDD Iの料金表によります。
(2) 料金明細内訳書	契約者回線発行1回毎に	別表第3	
(3) NTT電話帳掲載料 (普通掲載)	普通掲載毎に	無料	
(4) NTT電話帳掲載料 (重複掲載)	重複掲載毎に	500 (税込価格 550)	NTT東日本の電話帳発行毎に請求します。

2. 割増工事費

当社は、契約者が次表に規定する時間帯に工事の実施を希望する場合であって、当社の業務遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を実施します。この場合、工事料の額は、次表に規定する額とします。

工事を実施する時間帯	割増工事料の額
平日の午後5時から午後10時まで	別表第5 料金単価表に規定する工事料の額に1.3を乗じた額
平日の午後10時から翌日の午前9時まで並びに土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号：平成16年1月1日一部改正）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日	別表第5 料金単価表に規定する工事料の額に1.6を乗じた額